

議案第37号

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱の制定
について

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱を、別紙のとおり
制定する。

令和 6年 8月26日
佐久市教育委員会教育長

令和 6年 8月 日
佐久市教育委員会

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱の制定
について

【制定理由】

これは、佐久市学校施設の長寿命化計画に基づき、佐久市立中込小学校の長寿命化改修を進めるに当たって、必要な事項について調査及び検討を行うための機関を設置するものであります。

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市学校施設の長寿命化計画に基づき、佐久市立中込小学校（以下「中込小学校」という。）の長寿命化改修を進めるため、佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、意見を述べる。

- (1) 中込小学校の施設整備に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、中込小学校の長寿命化改修に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 中込小学校に在学する児童の保護者
- (2) 中込小学校が所在する地域住民
- (3) 中込小学校を支援する団体等の代表者
- (4) 中込小学校の教職員
- (5) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育施設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

議案第44号

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会委員の委嘱について

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱（令和6年佐久市教育委員会告示第19号）第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和6年8月26日
佐久市教育委員会教育長

令和6年8月 日
佐久市教育委員会

佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会委員（案）

（任期：令和6年9月5日～令和7年3月31日）

ふりがな 氏名	住所	所属等
なかざわ ゆみ 中澤 裕美	佐久市安原	中込小学校 PTA 会長
つちや さとし 土屋 聡	佐久市中込	中込小学校 PTA 副会長
きうち ふみお 木内 文夫	佐久市中込	中込区長会長
かない あきのり 金井 彰徳	佐久市中込	三石区長
ひろすえ けいこ 廣末 恵子	佐久市中込	中込小学校学校運営委員会会長 CS 推進委員長
やなぎさわ ようすけ 柳澤 洋介	佐久市中込	中込小学校学校運営委員会副 会長・CS 推進委員会副委員長
やなぎさわ たかいち 柳沢 隆一	佐久市中込	中込小学校歴代 PTA 会長会会 長
いしやま みちひろ 石山 道泰	佐久市中込	中込小学校歴代 PTA 会長会副 会長
しらとり よしふみ 白鳥 貴文	佐久市御馬寄	中込小学校長
しみず ゆみこ 清水 由実子	佐久市横和	中込小学校教頭
たなか さとこ 田中 聡子	小諸市甲	中込小学校教務主任
いもり やすひろ 飯森 康博	佐久市御馬寄	中込小学校地域連携担当職員
いで ただおみ 井出 忠臣	佐久市中込	佐久市教育委員会 教育長職務代理者

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会
設置根拠	佐久市立中込小学校施設長寿命化改修地域協議会設置要綱
設置目的・趣旨	佐久市立中込小学校の施設整備に関し、調査及び検討をおこなうため。
設置年月日	令和6年8月26日
所管課	佐久市教育委員会事務局 学校教育部 教育施設課 教育施設建築係 電話 0267-62-3491 ファックス 0267-62-7862
その他	

委員名簿

任期 令和6年9月5日から令和7年3月31日

役職	氏名	所属団体等
	新規委嘱	